

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人 悠仁会

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人悠仁会(以下「法人」という。)の定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において、役員とは、理事・監事及び苦情対応第三者委員、評議員選任解任委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

(1)役員等(この号において、評議員選任・解任委員会委員及び苦情処理第三者委員会委員を含む。)については、法人業務を行う場合に別表1により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

(2)役員において、施設の職員を兼務する者には、本条は適用しない。

2 理事長に対する退職手当(退任慰労金)は、役員として、法人に対する貢献が大である者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。その支給額及び支払い方法については、都度、評議員会において決定する。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1)役員等が理事会及び評議委員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(2)役員において、施設の職員を兼務する者には、本条は適用しない。

2 役員等が職務のため出張したときは、別表1に定める額を支払うことができる。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議委員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 役員

内 容	報酬の額	費用弁償費	支給時期
理事会出席	0~1万円	6千円	都 度
評議員会出席	0~1万円	6千円	都 度
評議員選任解任委員会	0~1万円	6千円	都 度
苦情対応第三者委員会等	0~1万円	6千円	都 度
法人業務等	0~1万円	6千円	都 度
監事監査指導等	0~1万円	6千円	都 度
苦情対応第三者委員	0~1万円	6千円	都 度
出 張	3万円	実費	精 算 後